株式会社大西デンキシステム　　一般事業主行動計画

当社は下記の２点を行動計画とする。

社員が子育てに係る時間を増えせるよう、社員全体の働き方の見直しを行う

計画期間：令和８年５月１日　～　令和１３年４月３０日まで
　　約５年間

内　　容：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
　　３歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除
　　男性社員の平均育児休業取得率を１０％とする
　　正社員１人当たりの各月ごとの法定時間外労働を２０時間が月未満とする
　　[方策と実施時期]
　　令和８年５月　１日～　検討
　　令和８年６月　１日　　制度の周知と実施

仕事と生活のバランスを保つために、年次有給休暇の取得促進の実施

計画期間：令和８年５月１日　～　令和１３年４月３０日まで
　　約５年間

内　　容：年次有給休暇が取得しやすい職場環境を作る
　　[方策と実施時期]
　　令和８年５月　１日～　検討
　　令和８年６月　１日　　制度の周知と実施